

コービオンジャパン株式会社販売条件書（2016年版）

1. 一般事項

- 1.1 本条件書中の以下の用語は、以下の意味を有する。
「**本契約**」とは、商品の販売及び引渡しに関してコービオンと顧客との間で締結されるあらゆる契約（書面、口頭を問わない。）のことを意味する。
「**顧客**」とは、コービオンが供給する商品の供給先である人物、会社または企業のことを意味する。
「**商品**」とは、本契約に基づき、コービオンが顧客に供給するあらゆる性質の商品（その全体もしくは一部を含む。）、又は顧客がコービオンから受領するあらゆるサービスのことを意味する。
「**両当事者**」とは、コービオン及び顧客のことを意味する（個別の場合は「**当事者**」と称する。）。
「**コービオン**」とは、[事業体の名を挿入]及び/又はその子会社、関連会社もしくはグループ会社を意味する。
「**仕様**」とは、コービオンの商品の削除の仕様削除のことを意味する。
「**本条件**」とは、本書中に規定される販売条件及びコービオンと顧客との間で書面により合意された特別条件のことを意味する。

- 1.2 別段の書面による合意がある場合を除き、本条件は、コービオンの顧客に対する商品の供給に関する各要求、見積もり、発注及び本契約の一部であり、且つこれらに適用されるものである。

- 1.3 コービオンは、いかなる本契約に関しても、顧客の購入条件の適用を明確に拒否する。

- 1.4 日数についての言及は、暦日の意味するものとする。

2. 見積もり及び契約

- 2.1 コービオンが行う商品販売のための見積もり及びオファーは、コービオンの承認を条件とする。
2.2 顧客からの発注は、発注承諾書を顧客に対して送付することによりコービオンが承認した場合のみ、拘束力を有するものとする。コービオンが発行する発注承諾書により、両当事者間の本契約が構成されるものとする。

- 2.3 商品の数量、品質及び内容は、場合に応じて、コービオンによる承諾書又は納品書に記載の通りとする。

3. 価格

- 3.1 商品の価格は、本契約に記載の価格の通りとする。本契約に特段の定めがない限り、価格には、梱包、荷積み、輸送、倉庫保管及び保険並びに消費税及びその他の税、関税又は課税金を含まないものとする。

- 3.2 書面による別段の合意がある場合を除き、コービオンは、以下に掲げる事項を反映するため、本契約期間中に価格の調整を行うことができるものとする。(i) コービオンが負担する原材料、梱包、エネルギー等の各構成要素の実際の購入原価の上昇。(ii) 顧客の要望による商品の引渡し日、数量若しくは仕様の変更、又は(iii) 顧客による十分な情報若しくは指示の提供不足による遅延。

4. 支払

- 4.1 書面による別段の合意がない限り、請求書（消費税を含む。）に対する支払は、コービオンが指定する銀行口座宛に、請求書の日付を含む当該月の末日より起算し、翌月末日までに行うものとする。

- 4.2 顧客による支払いはすべて、相殺又は減額されることなく、且つ、課税、控除、源泉徴収及び顧客による負担を伴わない状態で、日本円で行うものとする。

- 4.3 支払期限までに支払いが行われなかった金額については、コービオンは、その時点からコービオンが未払い金額の全額を受領するまで、請求書の総額に対する複利で月利1パーセントの金額（1ヶ月に満たない日数も満1ヶ月とするものとする。）に、当該未払いにより生じたその他の損害額を加えた金額の支払を要求する権利を有するものとする。本項に従って支払いが行わなかった場合、顧客は、その回収のための弁護士費用（裁判所による手続が否かを問わず）の全額の支払義務を負うものとする。

- 4.4 請求書に関して主張がある場合は、必ず、請求書の日付から7日以内に証拠書類を添付した書面通知をコービオンに対して行わなければならない。上記期間が過ぎた後は、顧客は請求書を承認したものとみなすものとする。顧客は、自らが負う支払義務を留保する権利を有さない。

5. 引渡し

- 5.1 商品の引渡しは、コービオンが顧客の施設又は合意済みのその他の場所に商品を配達することにより、又は、顧客がコービオンの施設にて商品を回収することにより行うものとし、且つ、国際商業会議所が定める最新版のインコタームズに従って行うものとする。

- 5.2 引渡し日の予定日は参照目的に限るものであり、コービオンは、商品の引渡しに関する遅延につきいかなる責任も負担しないものとする。書面による別段の合意がない限り、引渡し日は、本契約の本質的要素ではないものとする。引渡しの遅延が予測される場合、コービオンは、できるだけ速やかにその旨を顧客に通知するものとする。

- 5.3 コービオンは商品を分割納品することができるものとし、その場合は、引渡し毎に個別の本契約を締結するものとする。

6. リスクおよび所有権の移転

- 6.1 商品に関する損失又は損害のリスクは、そのすべてが引渡し時点まで顧客に移転するものとする。

- 6.2 商品の所有権は、顧客に引渡された商品に関して、本契約に基づいて、及び、本契約又は本条件の遵守不履行によりコービオンが請求できる金額の全額が支払われた後、顧客に移転する。コービオンが引渡す商品で所有権が留保されるもの転売は、顧客の通常の事業活動の範囲内にて且つ、独立当事者間の真正な取引における公正な正規価格又は適正な業者割引価格によつてのみ行うことができる。

- 6.4 顧客は、所有権がコービオンに（未だに）帰属する商品が、継続して又は提示をもって確実に特定可能となるようにする義務を迫る。顧客は、顧客の義務のいずれかの不履行又は不履行が疑われる相当な理由がある場合、コービオンは、顧客の費用負担により、コービオンの所有物であるが顧客の所持下にある商品又は顧客に代わって第三者が所持する商品を、取り戻す権利を有するものとする。

- 6.5 顧客は、引渡された商品で所有権がコービオンに留保されるすべての商品の損失、損害及び窃盗に対する保険に加入し且つこれを維持し、また、その保険証書をコービオンの要求に応じて閲覧可能とすることを約束する。

7. 検査、要求及び通知

- 7.1 商品引渡しの際、顧客は、不当に遅延することなく商品の欠陥を検査するものとする。

- 7.2 引渡し時の正当な検査により発見された商品の欠陥、滞納又は欠品に関する要求はすべて、引渡し日から14日以内に、及びその他の要求がある場合は、発見日又は発見したとされる日から7日以内に、書面により証拠書類と共にコービオンに通知しなければならない。但し、いかなる場合も、商品の引渡し日から6ヶ月を過ぎてはならない。

- 7.3 コービオンの【書面による】事前の同意がない限り、商品をコービオンに返すことはできない。

8. 保証及び責任

- 8.1 コービオンは、コービオンが商品を顧客に売却できる所有権を有していること又は売却時点ですべての権利を保証し、且つ、顧客に売却する商品は引渡しの時点において仕様に一致することを保証する。

- 8.2 書面による別段の合意又は本書中の規定がない限り、コービオンはその他一切の明示若しくは黙示の表明又は保証を行わず、且つ本書により明確にこれを否認するものとする。上記の表明又は保証には、非侵害、効力の継続、商品の市場性、正確性、所有権、執行可能性、商品の特定目的への適合性、又は法令若しくは基準の準拠を含むが、これらに限定されない。

- 8.3 引渡し時点で商品が仕様に一致していない場合は、顧客は、自身の判断により、以下に掲げる救済を選択することができる。かかる救済は、唯一かつ排他的なものである。
a) コービオンが引渡した該当する商品（の一部）の交換、又は、
b) コービオンが引渡した商品（の一部）の価格の返金

- 8.4 本契約又は本条件に関連する又はこれらから生じるコービオンの責任のうち、法律、契約、過失、撤回義務又はその他の責任の概念に基づいて生じたもの又はこれらを理由とするものについては、いかなる場合でも、累積で、(a) 当該責任が生じた商品のロットに対し顧客がコービオンに支払った購入価格の全額、又は (b) 25万ユーロの円貨相当額、の金額のうち、いずれか低い方の額を超えないものとする。

- 8.5 いずれの当事者も、本契約に関連して又は本契約に起因する付帯的な、派生的な、特別な、

間接的な、又は懲罰的な損害については、その責任を他方当事者に対して負わないものとする。上記の損害には、利益損失若しくは再調達に要した費用、使用不能損失、商品リコール費用、業務妨害、又はその他同類のものを含む。

- 8.6 顧客に要求がある場合は、損害を引き起こした事象の発生後6ヶ月以内にコービオンに対する通知を行わなければならないものとし、当該通知を行わなかった場合は、その要求はすべて放棄されたものとみなす。

- 8.7 本条件中に規定の責任の制限は、適用法令の下で許容される最大の範囲にて適用される。本条件中のいかなる規定も、該当する管轄における公序により執行不可能又は無効とされるような態様にて各当事者の責任を制限するものではない。

9. 仕様及びサンプル

- 9.1 コービオンは、適用される法令上の要件に合致する必要がある場合、又は、商品の品質に重大な影響を与えない場合、仕様を変更する権利を有する。

- 9.2 コービオンが顧客の仕様に従って商品を製造又は変更した場合、顧客は、当該仕様起因して又はこれに関連して生じるコスト、要求、損害及び費用の一切（商品における知的財産権の侵害を含む。）に対し、コービオンを免責するものとする。

- 9.3 書面による別段の合意がない限り、顧客に提供されたサンプルは、情報提供のみを目的としたものであり、いかなる明示若しくは黙示の表明又は保証を意味するものではない。

10. 不履行及び契約解除

- 10.1 以下の事項のいずれかに該当する場合、顧客は契約不履行とする。
a) 顧客が本契約又は本条件のいずれかの規定に違反し、且つ、(i) 当該違反が、是正を求める書面通知の日付から7日間以内に是正されない場合、又は、(ii) 当該違反の是正が不能である場合。

- b) 顧客が、破産し、支払停止を要求し、裁判所命令により商業活動を禁じられ、清算を開始し、債務により若しくは支払期限が到来した債務の支払が不能となったため債権者と交渉を行うか、それと同種の行為を行い若しくは行為を受け、又は、裁判所による監督の有無を問わず破産若しくは会社更生の手続き又はその他類似する手続きを行う場合。

- c) 顧客が、解散、顧客の事業の全部若しくは主要部分の譲渡、又は顧客の事業の廃止の決議を可決した場合。

- d) 顧客が、業務停止命令又は顧客の事業に必要とされる免許又は許可の取消措置の対象となった場合。

- 10.2 顧客による契約不履行の場合、コービオンは、顧客に対して即時に効力を有する書面による通知を行うことにより、コービオンの有するその他の権利及び救済を損なうことなく且ついかなる補償責任を負うことなく、以下のいずれかを行う権利を有する。
a) 本契約の解除（部分的又は全体的のいずれかを問わない。）
b) 今後の引渡しの中止又は停止
c) 未払いの引渡し済み商品の取り戻し
d) 発生した損害及び費用に対する賠償請求

- 10.3 顧客による契約不履行の場合、顧客がコービオンに対して負う一切の債務は、支払期限が到来し、顧客はコービオンに対して即時に支払いを行わなければならない。

11. 不可抗力

- 11.1 いずれの当事者も、各当事者の合理的な支配を超える理由により生じた本契約の履行不能又は遅延については、その責任を負わないものとする（但し、支払債務の履行は除く）。上記の合理的な支配を超える理由には、民間若しくは軍による活動、火災、疫病、洪水、津波、地震、暴動、戦争、サボタージュ、テロ攻撃、ストライク、労働争議、労働者の口くわアウト、輸送問題、輸出入規制、機械的故障若しくは事故、市場における原料不足、財政若しくはその他の危機、供給者の不履行、又は政府活動を含む。

- 11.2 上記のような不可抗力事態の場合、当該事態の発生を主張する当事者は、速やかに他方当事者に書面による通知を行い、且つ、できる限り早急に自らの義務又はその一部の履行を再開するための合理的な努力を尽くすものとする。

12. 法令遵守

- 12.1 両当事者は、以下の規定事項が、本契約の日付時点で及び両当事者間の各売買取引の時点で真正且つ正確であることを保証し且つ表明する。

- 12.2 コービオン又は顧客のいずれも、不正な寄付、威嚇行為又は組織的犯罪に関与しておらず、また関与したことがない。コービオン及び顧客、並びにその役員及び従業員は、経済的又はその他のにおいて（直接間接を問わず）反社会勢力と関係していない。コービオン及び顧客、並びにその役員及び従業員は、各自上である場合も含め、反社会勢力に資金提供を行なったこととはなく、今後も行わない。コービオン又は顧客のいずれも、反社会勢力に所属する人物又は反社会勢力と親密な人物を役員として任命し又は従業員として雇用了たこととはなく、今後も行わない。また、いかなる反社会勢力も、コービオン及び顧客の経営に関与したことはなく、今後関与しない。

- 12.3 本契約中における反社会勢力又は、暴力行使、脅迫又は詐欺行為を通じて経済的利益を追求する個人又は団体のことを意味し、それらには、以下の個人又は団体が含まれる。
(i) 暴力団、暴力団員、過去5年以内に暴力団員であった個人、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ及び特殊技能暴力集団等、並びに、上記各項目に類似又は同等の団体（以下集合的に「暴力団」と称する。）

- (ii) 暴力団の管理下又は支配下にあるとみなされる個人、又は、自ら若しくは他人の利益の不正取得のため又は第三者に害を与えるために暴力団を利用する個人、或いは、承認の上で暴力団に資金及びその他利益を提供する個人（暴力団の契約の代理締結、その個人が所有又は真借する財産の暴力団に対する使用許可を含むが、暴力団の利用又は暴力団への利益供与の認識なく行った本契約上の義務の履行は除く。）及び、暴力団との非道徳的な繋がりを持つ人物、及び

- (iii) 直接間接を問わず、暴力的な要求行為を行う人物、不当な要求をする人物、取引において脅迫又は暴力を行使する人物、他者の信用を害す人物、悪意の若しくは虚偽の噂を流し又は詐欺若しくは暴力行為により、或いは上記各項目に類似の行為により、他者の業務を妨害する人物。

13. 雑則

- 13.1 本契約の規定は、各当事者が書面により合意しない限り、変更又は改訂することはできない。

- 13.2 合併、会社分割及びその他会社法に基づく再編を含む法の作用による場合であれそれ以外の場合であれ、いずれの当事者も、他方当事者による事前の承認を得ず本契約上の各当事者の権利又は義務を譲渡すること又は移譲することはできない。但し、コービオンは、本契約上の義務の全部又は一部を関連会社に譲渡又は承継することができる。

- 13.3 適用される法律により、本条件又は本契約の規定のいずれかが無効又は執行可能性がないと判断される場合、当該規定は、適用法の下で可能な限り最大の範囲内で当該規定の目的を達成するため両当事者により修正されるものとする。本契約のその余の規定は、継続して効力を有するものとする。

- 13.4 国際物品売買契約に関する国際連合条約、又は、国際物品売買統一法のいずれも、本契約には適用しないものとする。

- 13.5 各当事者（以下「受領当事者」と称する。）は、他方当事者が提供する情報（仕様を含む。）を機密に保ち且つ各従業員及び代理人がこれを機密に保つようにするものとし、また、他方当事者による事前の書面同意を得ずして他者に開示してはならないものとする。但し、当該情報が受領当事者に漏れざるに限り、当該情報が受領当事者に提供された時点で既に受領当事者が当該情報を正当に所持していたこと、受領当事者が機密保持義務を前提として第三者から合法的に当該情報を受領していたこと、又は、適用される法令、株式取引の規定、裁判所若しくはその他の関係当局の命令に従った開示であることを、受領当事者が証明した場合を除く。

- 13.6 各当事者は、本条件及び本契約の交渉、準備及び締結にかかる手数料、費用又は経費を各自で負担するものとする。但し、本条件及び本契約の印紙税については、両当事者が平等に負担するものとする。

- 13.7 本契約は、日本語版を正文とする。本契約が他言語に翻訳される場合でも、正文版のみが効力を有するものとする。正文版と翻訳版の間に相違がある場合、正文版が自動的に優先する。

14. 準拠法及び管轄権

- 14.1 本契約及び本条件は、日本の法律に準拠し且つこれらに従って解釈されるものとする。

- 14.2 本契約又は本条件に起因して又は関連して生ずるすべての紛争は、国際商業会議所の仲裁規定に基づき、当該規定に従って任命された3名の仲裁人により解決するものとする。仲裁は、【東京】にて日本語により行うものとし、法律に従い、両当事者を拘束するものとする。